

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百六十九号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

白岡市

二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画下水道事業白岡公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十一月四日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第千四百六十九号、昭和五十六年埼玉県告示第千九百号、昭和五十九年埼玉県告示第四百八十二号、昭和六十一年埼玉県告示第四百十一号、昭和六十三年埼玉県告示第三百五十二号、平成三年埼玉県告示第五百七十四号、平成七年埼玉県告示第九百九十六号、平成九年埼玉県告示第千百九十五号、平成十一年埼玉県告示第四百十二号、平成十四年埼玉県告示第五百四十五号、平成十五年埼玉県告示第七百三十七号、平成十九年埼玉県告示第四百九十七号、平成二十年埼玉県告示第六百一十三号、平成二十三年埼玉県告示第七十六号、平成二十八年埼玉県告示第三百四十一号、平成三十一年埼玉県告示第二百五十五号及び令和三年埼玉県告示第二百三十二号の事業地に白岡市高岩字野中、柴山字稻荷崎、字宮野、字橋戸、字荒田、荒井新田字峠岡、字上荒井ヶ崎、字下荒井ヶ崎、字瀬、下大崎字屋敷前、字屋敷回、字賀美田を加え、白岡市篠津字立野、白岡字東下谷、下大崎字円明、字星川端地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分
変更なし